

動物実験に関する自己点検・評価報告書

2024 年度

株式会社新日本科学

作成者：IACUC 事務局

Shinichi NAKAYAMA
box SIGN 4YVYL9Q1-1X2LRJ26 2025年8月15日

承認者：株式会社新日本科学 機関の長

Hirofumi MINOMO
box SIGN 4LQR9XQ1-18RWZYQW 2025年8月26日

1. 組織・体制の整備

実施機関の長が明確であるか？

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

実施機関の長の役職・氏名

役職：株式会社新日本科学 執行役員

氏名：蓑毛博文

根拠となる資料及び条項等：

・ AAALAC International 交信記録

判断理由、改善の見通し：

機関の長を認証機関に報告し、明確にしていることから問題ないと判断

2. 機関内規程

(1) 「動物実験等の施設等の整備及び管理の方法」及び「動物実験等の具体的な実施方法」を定めた機関内規程が策定されているか？（厚労省基本指針第 2.2）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

機関内規定を策定する際に踏まえた法令及び指針等：

- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
- 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）
- その他（ Guide for the Care and Use of Laboratory Animals 8th ed., 2010 ）

機関内規程に含まれる項目：

① 総則に関する項目

- 趣旨及び基本原則、あるいは目的
- 用語の定義
- 適用範囲

② 実施機関の長の責務に関する項目

- 機関内規程の策定
- 動物実験委員会の設置
- 動物実験計画書の承認
- 動物実験計画の実施結果の把握

2. 機関内規程

- 教育訓練の実施
- 自己点検及び評価
- 外部の者による検証
- 動物実験等に関する情報公開
- ③ 動物実験委員会の役割に関する項目
 - 動物実験計画の審査
 - 動物実験計画の実施結果に関する助言
- ④ 動物実験委員会の役割に関する項目
 - 動物実験に関して優れた識見を有する者（動物実験の専門家）
 - 実験動物に関して優れた識見を有する者（実験動物の専門家）
 - その他学識経験を有する者（上記専門家以外の学識経験者）
- ⑤ 実験動物の飼養及び保管に関する項目
 - マニュアル（標準操作手順）の作成と周知
 - 飼養保管施設の設置要件
- ⑥ 動物実験等の実施上の配慮に関する項目
 - 動物実験計画書の立案
 - 適正な動物実験等の方法の選択
 - 苦痛の軽減
- ⑦ 安全管理に関する項目
 - 危害防止
 - 緊急時の対応
- ⑧ 教育訓練に関する項目
 - 教育訓練の実施者及び対象者
 - 教育訓練の内容
- ⑨ ■自己点検及び評価に関する項目
- ⑩ ■外部の者による検証に関する項目
- ⑪ ■外部委託の実施に関する項目
- ⑫ 情報公開に関する項目
 - 情報公開の方法
 - 公開する項目

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験規程
- ・動物実験委員会規則
- ・動物実験委員会構成
- ・プログラム調査報告書

2. 機関内規程

- ・施設調査報告書
- ・安全衛生管理規程
- ・安全衛生委員会規程

判断理由、改善の見通し：

施設等の整備及び管理、動物実験等の具体的な実施方法を含む、機関内規程が策定されていることから問題ないと判断

(2) 動物実験等に関連する、細則、内規の有無

●有り ○無し

有りの場合はその一覧を記載：

- ・動物実験規程
- ・動物実験委員会規則
- ・標準操作手順書（以下、SOP）

3. 実験計画**(1) すべての動物実験計画書は動物実験責任者により策定されているか？（厚労省基本指針第 3.1）**

●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験規程
- ・動物実験委員会規則

判断理由、改善の見通し：

動物実験責任者により動物実験計画書が策定されていることから問題ないと判断

(2) すべての動物実験計画書は動物実験責任者により機関の長に申請されているか？（厚労省基本指針第 2.4）

●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験規程
- ・動物実験委員会規則

判断理由、改善の見通し：

動物実験責任者により動物実験計画書が機関の長に申請されていることから問題ないと判断

(3) すべての動物実験計画書は機関の長により承認又は却下されているか？（厚労省基本指針第 2.4 及び 3.1）

●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験規程
- ・動物実験委員会規則

判断理由、改善の見通し：

機関の長により動物実験計画書が承認又は却下されていることから問題ないと判断

4. 動物実験等の実施

(1) 動物実験計画は、代替法について記載する様式になっているか？（厚労省基本指針第 5.1）

●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験審査書式

判断理由、改善の見通し：

動物実験計画書に、代替法について記載する様式になっていることから問題ないと判断

(2) 動物実験計画は、使用する動物種、系統、数、遺伝学的・微生物学的統御レベルを記載する様式になっているか？（厚労省基本指針第 5.1）

●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験審査書式

判断理由、改善の見通し：

動物実験計画書に、使用する動物種、系統、数、遺伝学的・微生物学的統御レベルを記載する様式になっていることから問題ないと判断

(3) 動物実験計画は、苦痛の評価（カテゴリー等）、苦痛の軽減・排除法及び動物の処分方法を記載できる様式になっているか？（厚労省基本指針第 5.1）

●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験審査書式

4. 動物実験等の実施

- ・苦痛度検索表

判断理由、改善の見通し：

動物実験計画書に、苦痛の評価（カテゴリー等）、苦痛の軽減・排除法及び動物の処分方法を記載できる様式になっていることから問題ないと判断

(4) 動物に実験処置を加え、もしくは生理機能等を測定するための実験室が以下の事項に配慮して管理されているか？（厚労省基本指針第 5.1）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

配慮している事項：

- 清潔な衛生状態を保つとともに、整理整頓されていること
- その使用目的・内容等に合致した構造、設備を整えていること
- 飼育室内において実験的処置等を行う場合は、飼育中のほかの動物への影響をできる限り少なくすること

根拠となる資料及び条項等：

- ・プログラム調査報告書
- ・施設調査報告書
- ・動物実験審査結果書類

判断理由、改善の見通し：

動物に実験処置を加え、生理機能等を測定するために上記の通り配慮していることから問題ないと判断

5. 実験実施結果

(1) すべての動物実験計画の実施結果が、実施機関の長に報告されているか？（厚労省基本指針第 3.2）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験規程
- ・動物実験委員会規則

判断理由、改善の見通し：

機関の長にすべての動物実験計画の実施結果が報告されていることから、問題ないと判断

(2) 実施機関の長は動物実験責任者からの報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じているか？（厚労省基本指針第 2.5）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・ 動物実験規程
- ・ 動物実験委員会規則
- ・ 動物実験報告書

判断理由、改善の見通し：

機関の長にすべての動物実験計画の実施結果が報告されていることから、問題ないと判断

6. 動物実験委員会

(1) 動物実験委員会が実施機関の長により設置されているか？（厚労省基本指針第 2.3）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・ 動物実験規程
- ・ 動物実験委員会規則

判断理由、改善の見通し：

機関の長により、動物実験委員会が設置されていることから問題ないと判断

(2) 委員は機関の長により下記に掲げるものから任命されているか？（厚労省基本指針第 4.2）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

■ 動物実験等に関して優れた識見を有する者

■ 実験動物に関して優れた識見を有する者

■ その他学識経験を有する者

根拠となる資料及び条項等：

- ・ 動物実験規程
- ・ 動物実験委員会規則
- ・ 動物実験委員会構成

判断理由、改善の見通し：

機関の長により、適切な者が任命されていることから問題ないと判断

6. 動物実験委員会**(3) 動物実験計画書に含まれる項目**

- 研究の目的と意義
- 実験方法
- 実験期間
- 使用動物種
- 使用動物の遺伝的・微生物学的品質
- 使用予定匹数と、その根拠
- 実験実施場所
- 麻酔法、安楽死法
- 代替法の検討
- 苦痛度分類
- 苦痛度軽度措置
- 人道的エンドポイント
- 動物死体の処理法
- 物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝組み換え生物の使用
- ☐ その他

**(4) 動物実験委員会は、基本指針及び機関内規程等に適合しているか否かの審査を行っているか？
(厚生省基本指針第 4.1)**

- はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験規程
- ・動物実験委員会規則
- ・動物実験審査書式

判断理由、改善の見通し：

基本指針及び機関内規程等に則り、動物実験委員会が審査していることから問題ないと判断

(5) 動物実験委員会の議事録を作成し、適切に保管しているか？（厚労省基本指針第 4.1）

- はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験委員会議事録（2023 年 4 月から 2024 年 3 月）

判断理由、改善の見通し：

動物実験委員会の議事録を作成し、適切に保管しており問題ないと判断

6. 動物実験委員会

(6) 動物実験委員会は動物実験計画書の審査結果を実施機関の長に報告しているか？（厚労省基本指針第 4.1）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験審査結果書類

判断理由、改善の見通し：

動物実験委員会は、機関の長に動物実験計画書の審査結果を報告しており問題ないと判断

(7) 動物実験委員会は、実施機関の長から動物実験計画の実施報告を受け、必要な助言を行っているか？（厚労省基本指針第 4.1）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験規程
- ・動物実験委員会規則
- ・動物実験審査結果書類

判断理由、改善の見通し：

機関の長から、動物実験計画の実施報告を受け、必要な助言を行っており問題ないと判断

7. 安全管理

(1) 安全管理に留意すべき動物実験について、以下の実施体制が定められているか？（厚労省基本指針第 5.2）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ ☐ 該当する実験は行われていない

定められている項目：

- ☒ 病原体の感染実験
- ☒ 有害化学物質の投与実験
- ☒ 放射性物質の投与実験
- ☒ 遺伝子組み換え動物を用いる実験

根拠となる資料及び条項等：

- ・バイオセーフティ管理規則
- ・放射線障害予防規定

7. 安全管理

- ・遺伝子組換え実験安全管理規則
- ・有害化学物質及び毒劇・劇物等管理規程

判断理由、改善の見通し：

安全管理に留意すべき動物実験について、実施体制が定められていることから問題ないと判断

(2) 上記実験を実施する場合に、配慮している項目（厚労省基本指針第 5.2）

- ☒ 動物実験実施者の安全確保及び健康保持
- ☒ 施設周辺の公衆衛生、生活環境及び生態系の保全上の支障の防止
- ☒ 飼育環境の汚染による実験動物への傷害防止
- ☐ その他

(3) 麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っているか？（厚労省基本指針第 5.2）

- ☒ はい ☐ いいえ ☐ 麻薬・向精神薬は使用していない

根拠となる資料及び条項等：

- ・SOP/TSB/016「麻薬等の取扱い」
- ・SOP/TSB/009「向精神薬の取扱い」

判断理由、改善の見通し：

麻薬・向精神薬の使用について、行政へ必要な手続きが実施されているため問題ないと判断

8. 飼養保管

(1) 実施機関の長は、機関内の（動物の）飼養保育施設をすべて把握しているか？（厚労省基本指針第 2.1）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・施設調査結果
- ・施設配置図

判断理由、改善の見通し：

責任者との定期的な面談、関連資料の確認により把握していることから問題ないと判断

(2) すべての（動物の）飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？（飼養保管基準第 3.1(3)）

- ☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

8. 飼養保管

根拠となる資料及び条項等：

- ・管理者指名書
- ・実験動物管理者指名書

判断理由、改善の見通し：

すべての動物の飼養保管施設に実験動物管理者が置かれていることから問題ないと判断

(3) 実験動物種毎に適切な給餌・給水が行われているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.1(1)ア）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験審査結果書類
- ・施設調査結果

判断理由、改善の見通し：

実験動物種毎に適切な給餌・給水が行われていることから問題ないと判断

(4) 実験動物の傷害または疾病の予防に必要な健康管理、ならびに必要なに応じて適切な治療が行われているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.1(1)イ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・SOP/GTX/156「疾病あるいは病的状態の動物の処理」
- ・SOP/GTX/057「試験期間中の動物健康管理のための処置方法」

判断理由、改善の見通し：

SOP に従い、健康管理ならびに適切な治療が実施されていることから問題ないと判断

(5) 実験動物導入時の検疫・順化並びに必要なに応じた隔離飼育等を行っているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.1(1)ウ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・SOP/GTX/102「イヌの受け入れと検疫及び馴化」
- ・SOP/GTX/287「サル類の受け入れと検疫」
- ・SOP/GTX/371「ラット・マウス・シリアンハムスター・モルモットの受け入れと検疫馴化」
- ・SOP/GTX/904「ブタの受け入れと検疫及び馴化」

8. 飼養保管
・ SOP/STE/201「ウサギの受け入れと検疫馴化」 ・ SOP/GTX/156「疾病あるいは病的状態の動物の処理」 判断理由、改善の見通し： 実験動物導入時の検疫・順化並びに必要な応じて隔離飼育等を実施できる体制が整備されていることから問題ないと判断
(6) 異種又は複数の実験動物を同一飼育施設内で飼養保管する場合、その組み合わせを考慮しているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.1(1)エ） ●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ 根拠となる資料及び条項等： ・ SOP/GTX/152「動物の収容、配置及び移動」 判断理由、改善の見通し： 異種又は複数の実験動物を同一飼育施設内で飼養保管する場合の手順、施設が整備されていることから問題ないと判断
(7) 実験動物の輸送時には、実験動物の健康及び安全確保並びに実験動物による人への危害等の発生防止に努めているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.6） ●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ 実験動物を輸送する際に配慮している項目： ■輸送時間をなるべく短くすること ■必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに換気等により適切な温度に維持すること ■実験動物の健康及び安全を確保し、逸走防止に必要な規模、構造等を選定すること ■実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等による環境汚染の防止 根拠となる資料及び条項等： ・ DSR013-02_動物の輸送手順 判断理由、改善の見通し： 動物の輸送手順が整備され、実行されていることから問題ないと判断
(8) 実験動物が日常的な行動を容易に行うことができる施設で飼養保管されているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.1(2)ア） ●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ 根拠となる資料及び条項等：

8. 飼養保管

- ・ SOP/GTX/103「動物管理手順（イヌ）」
- ・ SOP/GTX/207「動物管理手順（サル）」
- ・ SOP/GTX/310「動物管理手順（ラット・マウス・シリアンハムスター・モルモット）」
- ・ SOP/GTX/905「動物管理手順（ブタ）」
- ・ SOP/STE/202「動物管理手順（ウサギ）」

判断理由、改善の見通し：

実験動物が日常的な行動を容易に行うことができる施設で飼養保管されていることから問題ないと判断

(9) 飼育スペース（ケージサイズ）の推奨値を設定しているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.1(2)ア）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・ SOP/GTX/152「動物の収容、配置及び移動」

判断理由、改善の見通し：

The Eighth Edition of the Guide for the Care and Use of Laboratory Animals (NRC 2011)の標準ケージサイズを最低限の基準として、動物をケージに収容していることから問題ないと判断

(10) 環境エンリッチメントを実施しているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.1(2)イ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

実施している動物種：

- ☒ 霊長類（動物名：カニクイザル）
- ☒ イヌ
- ☐ ネコ
- ☒ ウサギ
- ☒ ラット
- ☒ マウス
- ☒ その他（動物名：ブタ）

実施している頻度：

☒ 常時 ☐ 時々（頻度：）

実施している内容：

- ☒ 休息場所、高台
- ☒ 玩具

8. 飼養保管

- 隠れ家・巣箱
- 営巣材
- 木片・かじり棒
- その他（採食）

根拠となる資料及び条項等：

- ・ SOP/GTX/103「動物管理手順（イヌ）」
- ・ SOP/GTX/207「動物管理手順（サル）」
- ・ SOP/GTX/310「動物管理手順（ラット・マウス・シリアンハムスター・モルモット）」
- ・ SOP/GTX/905「動物管理手順（ブタ）」
- ・ SOP/STE/202「動物管理手順（ウサギ）」

判断理由、改善の見通し：

動物毎に環境エンリッチメントを提供していることから問題ないと判断

(11) 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造の施設で飼養保管しているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.1(2)

- はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・ SOP/DGA/052「環境因子の測定手順」

判断理由、改善の見通し：

適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造の施設で飼養保管していることから問題ないと判断

(12) 清掃・消毒が容易である等、衛生状態の維持・管理が容易であり、実験動物が傷害等を受けるおそれがない構造の施設で飼養保管しているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.1(2)ウ)

- はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・ SOP/GTX/103「動物管理手順（イヌ）」
- ・ SOP/GTX/207「動物管理手順（サル）」
- ・ SOP/GTX/310「動物管理手順（ラット・マウス・シリアンハムスター・モルモット）」
- ・ SOP/GTX/905「動物管理手順（ブタ）」
- ・ SOP/STE/202「動物管理手順（ウサギ）」
- ・ 施設調査結果

8. 飼養保管

判断理由、改善の見通し：

衛生状態の維持・管理が容易であり、実験動物が傷害等を受けるおそれがない構造の施設で飼養保管していることから問題ないと判断

(13) 実験動物の逃亡防止策の実施及び施設外に逸走したとき場合の対応等について定めているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.3(3)）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・ SOP/GTX/152「動物の収容、配置及び移動」
- ・ 新日本科学 安全性研究所危機管理計画及び事業継続計画書

判断理由、改善の見通し：

実験動物の逃亡防止策の実施及び施設外に逸走したとき場合の対応等について定められていることから問題ないと判断

(14) 実験動物の汚物処理、微生物等による環境の汚染、悪臭・害虫の発生及び騒音防止に配慮しているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.2）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・ SOP/DGA/052「環境因子の測定手順」
- ・ SOP/OTH/002「廃棄物の焼却手順」
- ・ SOP/OTH/005「浄化槽の管理及び操作手順」
- ・ SOP/OTH/045「ペストコントロール（害虫・害獣防除）について」

判断理由、改善の見通し：

実験動物の汚物処理、微生物等による環境の汚染、悪臭・害虫の発生及び騒音防止に配慮する手順を整備していることから問題ないと判断

(15) 実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業できる施設の構造及び飼養または保管の方法を整備しているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.3(1)ウ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・ リスクアセスメント実施要領
- ・ 作業環境測定実施要領
- ・ 職場巡視実施要領

8. 飼養保管

判断理由、改善の見通し：

実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業できる施設の構造及び飼養または保管の方法を整備していることから問題ないと判断

(16) 実験動物に由来する人の疾病の予防のための健康管理を行っているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)イ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

以下の疾病や事故が飼育施設内で発生したか？

- ☐ 動物由来感染症の発生
- ☐ 動物アレルギーによるアナフィラキシーショック
- ☒ 注射針の針刺し
- ☒ 動物が原因による外傷の発生（咬傷など）
- ☐ 転倒などの怪我
- ☐ 特定化学物質・有機溶剤・電離放射線による障害
- ☐ その他

根拠となる資料及び条項等：

- ・ SOP/GTX/231「霊長類飼育施設への入室許可手順」
- ・ SOP/GTX/259「サル咬傷及びサル体液の曝露事故における対応手順」
- ・ SOP/GTX/522「咬傷及び擦過傷に関する手順」
- ・ 業務災害調査報告書

判断理由、改善の見通し：

飼育施設内で発生した事故に対し、原因分析、対策が実施されていることから問題ないと判断

(17) 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検、並びに実験動物の数及び状態を確認しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)エ）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・ 一般状態観察記録
- ・ 各種機器点検記録
- ・ 清掃記録
- ・ その他施設管理記録

8. 飼養保管
判断理由、改善の見通し： 施設の日常的な管理及び保守点検、並びに実験動物の数及び状態を確認できる体制を整備していることから問題ないと判断
(18) 実験動物の入手先、飼育履歴病歴等に関する記録台帳を整備し、実験動物の記録管理を適切に行っているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.5） ●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ 根拠となる資料及び条項等： ・ SOP/GTX/371「ラット・マウス・シリアンハムスター・モルモットの受け入れと検疫馴化」 ・ SOP/GTX/156「疾病あるいは病的状態の動物の処理」 ・ 治療記録 ・ 霊長類個体管理システム 判断理由、改善の見通し： 実験動物の記録管理が適切に実施できる体制を整備していることから問題ないと判断
(19) 実験動物の飼養保管施設は、関係者以外の者が立ち入らないよう、施設のセキュリティや入退室の管理がされているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.3（1）カ） ●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ 根拠となる資料及び条項等： ・ SOP/GTX/231「霊長類飼育施設への入室許可手順」 ・ SOP/GTX/404「第 8 動物試験棟の入退室、搬入、搬出手順」 ・ SOP/GTX/607「第 3 動物試験棟（1 階及び 2 階）入退室、搬入、搬出手順」 ・ SOP/GTX/801「第 5 動物試験棟の入退室、搬入、搬出手順」 ・ SOP/GTX/901「第 1 動物試験棟及び第 3 動物試験棟（2 階）の入退室、搬入、搬出手順」 判断理由、改善の見通し： 関係者以外の者が飼養保管施設入室する際の手順が整備されており、施設のセキュリティや入退室の管理がされていることから問題ないと判断
(20) 地震、火災等の緊急時の対応を定めているか？（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3.3（4）） ●はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ 根拠となる資料及び条項等： ・ 新日本科学 安全性研究所危機管理計画及び事業継続計画書

8. 飼養保管

判断理由、改善の見通し：

地震、火災等の緊急時の対応が定められていることから問題ないと判断

(21) 実験動物の飼養保管の飼養保管手順書（SOP）やマニュアルを定めているか？

（厚労省基本指針第 6、飼養保管基準第 3 及び 4）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

飼養保管手順書、マニュアル等に含まれる項目：

- 動物の搬入、検疫、隔離飼育等
- 飼育環境への順化又は順応
- 飼育室の環境条件（適切な温度、湿度、換気、明るさ等）
- 飼育管理の方法
- 健康管理の方法
- 動物の繁殖に関する取り決め
- 逸走防止措置と逸走時の対応
- 廃棄物処理
- 環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止
- 騒音の防止
- 施設・設備の保守点検
- 実験動物の記録管理、記録台帳の整備
- 緊急時の連絡
- 輸送時の取り扱い方法
- 施設等の廃止時の取扱い

根拠となる資料及び条項等：

・各種該当の SOP、規程及びマニュアル

判断理由、改善の見通し：

実験動物の飼養保管の飼養保管手順書（SOP）やマニュアルが定められていることから問題ないと判断

9. 教育訓練

(1) 実施機関の長は、動物実験実施者その他実験動物の飼養又は保管等に携わるものに対する教育訓練を実施しているか？（厚労省基本指針第 2.6、飼養保管基準第 3.4）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

9. 教育訓練

教育訓練に含まれる項目：

- 法令等、機関内規程等
- 動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項
- 苦痛分類及び人道的エンドポイント
- 苦痛の軽減法（麻酔法など）
- 実験動物の飼養保管に関する事項
- 安全確保、安全管理に関する事項
- 人獣共通感染症に関する事項
- 施設等の利用に関する事項
- ☐その他

根拠となる資料及び条項等：

- ・導入教育（動物福祉）
- ・霊長類研修
- ・Animal Welfare 研修
- ・各種 SOP あるいはスキル

判断理由、改善の見通し：

各種教育、訓練及び研修が適切に実施・管理されていることから問題ないと判断

(2) 教育訓練の実施記録は保存されているか？（厚労省基本指針第 2.6、飼養保管基準第 3.4）（教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等）

- はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・SNBL 教育システム

判断理由、改善の見通し：

教育訓練の実施記録は保存されていることから問題ないと判断

(3) 実施機関の長は、実験動物に関する知識と経験を有する者を実験動物管理者に充て、必要な教育訓練の機会を確保しているか？（飼養保管基準第 3.1 (3)）

- はい ○一部改善すべき点がある ○いいえ

根拠となる資料及び条項等：

- ・実験動物管理者履歴
- ・2024 年度 教育・訓練プログラム

9. 教育訓練

判断理由、改善の見通し：

実験動物に関する知識と経験を有する者を実験動物管理者に充て、必要な教育訓練の機会を確保していることから問題ないと判断

10. 自己点検

実施実施機関の長は、基本指針への適合性及び飼養保管基準への遵守状況について、自己点検を行っているか？（厚労省基本指針第 2.7）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

実施している場合はその頻度：

1 年に 1 回

根拠となる資料及び条項等：

- ・動物実験に関する自己点検・評価報告書
- ・プログラム調査チェックリスト
- ・施設調査報告

判断理由、改善の見通し：

基本指針への適合性及び飼養保管基準への遵守状況について、自己点検を行っていることから問題ないと判断

11. 情報公開

(1) 基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか？（厚労省基本指針第 2.8）

☒ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ

情報公開を行っている項目：

- 機関内規程
- 自己点検・評価の結果
- その他（外部認証結果：AAALAC International）

根拠となる資料及び条項等：

- ・新日本科学ホームページ

判断理由、改善の見通し：

基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開していることから問題ないと判断

12. 外部委託

動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先の厚労省基本指針等への遵守状況を確認しているか？（厚労省基本指針第 7.3）

☐ はい ☐ 一部改善すべき点がある ☐ いいえ ☒ 外部委託は行っていない

根拠となる資料及び条項等：

判断理由、改善の見通し：